

答 申

第1 当部会の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年2月24日、重度訪問介護基本支給量579.0時間/月を同653.0時間/月とする計画案を添付し、処分庁に対し、介護給付費支給変更申請を行った。
- 2 審査請求人は、処分庁担当者からの「日中の16時間決定は不可。日中14時間/日×31日（入浴2人介助は含まず）の支給決定を認める。」とのメールでの回答を受け、上記1の変更申請にかかる支給量を、重度訪問介護基本713.0時間/月とする計画案の申請に変更した。
- 3 処分庁は、令和4年3月8日付けで、重度訪問介護675.0時間/月等（日中14時間/日）の対象と認定する処分を決定し、審査請求人に通知した（以下「本件処分」という）。
- 4 審査請求人は、令和4年4月19日付けで兵庫県知事に対し、審査請求を行った。

第3 関係法令等の定め

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項は、市町村は、支給申請があったときは、市町村審査会が行う当該申請にかかる障害者の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、法第22条第1項は、市町村は、支給申請にかかる障害者の障害支援区分、介護を行う者の状況、当該障害者の置かれている環境、申請にかかる障害福祉サービスの利用に関する意向その他事項を勘案して支給要否決定を行うものとする旨規定し、同条第7項は、市町村は、支給決定を行う場合は、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として支給量を定めなければならない旨規定している。法は、市町村が支給要否決定及び障害福祉サービスの種類や支給量を決定することについて、勘案事項として勘案すべきことを規定しているが、具体的な基準を規定しておらず、勘案事項は、抽象的な事項も含まれている。

また、厚生労働省は、支給決定事務については、介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）を定めており、その中で、支給決定基準について、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。」、支給決定基準の定め方について、「支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無や

その程度)、日中活動の状況、他のサービスの利用状況(介護保険サービスの利用の有無等)等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境(居住の状況等)等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。」としている。

2 処分庁では、〇〇〇〇(以下「ガイドライン」という)を定めており、重度訪問介護については、標準支給量を障害支援区分に応じて定めている。また、標準支給量と乖離する支給決定(いわゆる非定型の支給決定)の申請があった場合は、処分庁は、障害のある人の個別の事情を勘案し、標準支給量と乖離する支給決定について検討としている。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、重度訪問介護基本 675.0 時間/月とする部分を取り消し、重度訪問介護基本 775.0 時間/月(24時間×31日に入浴介助 2 人目31時間を加える)に変更するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由等

(1) 本件処分に至る経緯等について

当初、生活介護で対応する時間帯以外を重度訪問介護で対応する計算で、653.0 時間/月への変更を申請した。

処分庁から、深夜 8 時間を除く日中は、状態像から16時間の決定は不可であり、14時間の決定対象者となるとの連絡があった。それを受けて、重度訪問介護の支給量計算を 713.0 時間/月(日中14時間及び深夜 8 時間を重度訪問介護で対応)に変更し、日中の 2 時間を生活介護と実家滞在等により対応することとしたが、処分庁は、675.0 時間/月とする変更決定をなした。

675.0 時間/月は、重度訪問介護の日中14時間から生活介護の 2 時間を引いた12時間で計算されている。処分庁は、審査請求人は基準上 1 日のうち日中 2 時間は 1 人で過ごすべき対象者であり、計算は正当であると主張した。

(2) 日中14時間としたことの違法・不当性について

ア 本件の争点は、2 時間の何らの障害福祉サービスも利用できない時間を作出したことの違法性及び不当性の有無である。

イ 審査請求人は、重症心身障害者であって、見守りなく 1 人で過ごした場合、事故等により死に至る危険がある。

ウ 1 人で過ごした 5 分間に窒息死しかけたことがあり、見守りの必要性は具体的現実的にある。処分庁は、重度障害者等包括支援対象者決定を行っており、常時見守りが必要な者である。

エ 深夜時間(22時～6時)は 8 時間について全て支給しながら、日中は16時間のうち14時間しか支給せず、見守りのない時間帯を作ることの一貫性はない。就寝している時間帯よりも覚醒している時間帯のほうが見守りの必要性は高く、深夜 8 時間から 2 時間を日中に充てたいが、処分庁の決定によりできない。深夜帯の

支援が常時必要な者と認めるなら、日中の常時支援の必要性をなおさら認めなければならない。

オ 実際には、一人で過ごす時間帯を作ることなく生活している。処分庁において当然に把握していることである。見守りの必要性和一人暮らしに慣れる必要性和のバランスから、最低でも深夜以外の朝、昼、夕方、夜に各30分一人になる時間が必要との弁明には理由がない。

カ 令和3年3月に厚生労働省が開催した、障害福祉主管課長会議資料で「医療的ケアの有無だけではなく、利用者一人ひとりの実情を踏まえて適切な支給決定を行うよう」とある。処分庁は、利用者一人ひとりの状態を勘案していない。

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条第1項各号の勘案事項及びサービス等利用計画案について、勘案されていないか、勘案されていても事実誤認あるいは評価を誤っており、妥当性を欠く。

ク 処分庁がかかる評価をした理由として弁明するのは、これまで日中16時間/日を決定してきた対象者ほどの状態に至っていないということだけであり、審査請求人が日中2時間何らの障害福祉サービスを受けられなくてもよい対象であると評価した事実及び理由は何もない。

ケ ガイドラインに「非定型」の判断基準が記載されておらず、本件変更申請の判断の審査において、ガイドラインを不服審査基準とすることはできない。

コ 日中16時間決定対象者の要件は、公表されておらず、要件を定めた規則、要綱または要領等も求めたが提出されていない。また、処分庁は弁明等において各要件を審査基準として扱っていないと述べている。

サ 支給決定に当たって市町村審査会の意見を聞いておらず、事後的に意見を聞いている。申請人の提出したサービス等利用計画案と異なる不利益処分をするに当たって審査会の意見を聴かなかつたことは不当である。

(3) 行政手続法上の問題について

ア 処分庁の、「事務処理要領は技術的助言に過ぎず、市町村の判断を拘束するものではない。事務処理要領に従うことが障害福祉サービスの支給量の決定にとって妥当でないと判断すれば、当然市町村は従う必要もない。」との主張は、障害当事者の人格と生活を尊重するために存在する法令や通知・通達を無視ないし軽視していることを自白している。

イ 処分庁は、令和4年1月5日付けで、市内の事業所管理者に対し、「重度訪問介護に係る深夜時間の支給量変更について」という通知をしているが、この増量決定は事業所には通知されているが、自己負担額が大きく増加する利用者に対しては、何らの事前連絡や説明もなく、周知や公表もなされていない。

ウ 上記イの通知や、この通知を審査請求人代理人が了知した後に、取消に変更を付け加えた申請に対する支給決定等にも、何らの理由の記載もない。

エ 請求人が、本件争点とは直接関係しない行政手続上の問題等を指摘しているのは、処分庁が普段から、法令や通知・通達を無視ないし軽視し、障害当事者の人格と生活を軽んじていることを明らかにし、このことにより、本件争点に係る処

分庁の主張を弾劾するためである。請求人は、行政手続法違反により原処分を取り消すことは求めていないのであり、これを争点として、審査庁が採決することは許されない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員の意見書の理由

(1) 本件処分内容の適正について

ア 日中14時間の支給決定処分としたことについて

本件処分が法の規定に基づき、処分庁の裁量権の範囲内でなされた処分であることに争いはない。審査請求人は、本件処分は処分庁の裁量権の範囲内であるものの、不合理であり、不当な処分である旨主張している。

審査請求人のサービス支給量は、処分庁が定めたガイドラインによる標準支給量では十分ではないものであることは明らかであり、いわゆる非定型の支給決定を行う場合のものである。

非定型の支給に当たっては、申請人の個別の事情を勘案したうえで、処分庁の合理的裁量によって決定すべきものであり、その決定に当たっては、申請人の生活実態、サービスの利用状況、計画相談支援事業所から提出されるサービス等利用計画案等を総合的に勘案すべきものである。

これを本件についてみると、審査請求人が過去に1人になった時間に窒息死しかけたとの経験から、夜間の8時間に日中16時間を加えた24時間体制の支給決定を求めること、また、24時間必要な支援を受けながら1人暮らしに慣れていくこと、本件処分時点において、実際には24時間体制での支援を受けていることなど、いずれもその趣旨は首肯できないものではない。

他方、処分庁は、申請人の生活実態、サービスの利用状況、計画相談支援事業所から提出されるサービス等利用計画案等個別の状況を総合的に勘案しつつ、過去の事例等との比較、処分庁のこれまでの障害者介護給付費等審査会（法第15条に規定する市町村審査会に相当）の意見等も踏まえ、日中14時間の支給を決定しているものと認められる。これは、審査請求人の個別の事情を勘案したうえで、処分庁の合理的裁量によって決定したものと評価することができ、妥当性を欠いた裁量権の行使とまではいえず、不当な行政処分であるとはいえない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

ア 審査請求人は、処分庁が行政手続法（平成5年法律第88号）に違反している点についても主張しているが、いずれも本件処分の違法性や不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の趣旨

本件審査請求は棄却すべきである。

2 審査庁の判断の理由

関係法令等に則り適切に支給決定が行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき適正に行われている。

第7 当部会の判断

1 審理手続について

審査庁における審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分にかかる処分庁の判断等について

(1) 日中14時間の支給決定処分としたことについて

ア 本件処分が法の規定に基づき、処分庁の裁量権の範囲内でなされた処分であることに争いはない。審査請求人は、本件処分は処分庁の裁量権の範囲内であるものの、不合理であり、不当な処分である旨主張している。

イ 審査請求人が求めるサービス支給量は、処分庁の定めるガイドラインにおける標準支給量を超えるものであり、いわゆる非定型の支給決定の対象となるものである。

ウ 非定型の支給に当たっては、法第22条第1項等に規定されるとおり、申請人の生活実態、サービスの利用状況、計画相談支援事業所から提出されるサービス等利用計画案等の個別事情を総合的に勘案する必要があり、その内容を踏まえて処分庁の合理的裁量によって決定すべきものである。

エ 審査請求人が過去に1人になった時間に窒息死しかけたとの経験から、深夜時間の8時間に日中16時間を加えた24時間の支給決定を求めること、また、24時間必要な支援を受けながら1人暮らしに慣れていくこと、本件処分時点において、実際には24時間体制での支援を受けていることなどから、審査請求人の求めには合理的な理由が認められる。

オ 処分庁においては、エの審査請求人の希望を踏まえつつ、障害の程度、生活実態、サービスの利用状況、計画相談支援事業所から提出されるサービス等利用計画案等個別の状況を総合的に勘案しつつ、過去の事例等との比較、処分庁のこれまでの障害者介護給付費等審査会（法第15条に規定する市町村審査会に相当）の意見等も踏まえ、日中14時間の支給を決定しているものと認められる。

カ 処分庁では、本件処分を行うにあたり、オのとおり審査請求人の個別事情を総合的に勘案したうえで、処分庁の合理的裁量によって決定したものと評価することができる。そのため、本件処分は、妥当性を欠いた裁量権の行使とまではいえ

ず、不当な行政処分であるとはいえない。

キ なお、審査請求人は、支給決定にあたって市町村審査会の意見を聴かなかった点を指摘するが、法第22条第2項において、支給要否決定にあたっての市町村審査会への意見聴取は、「支給要否決定を行うにあたって必要があると認めるときは」とされていること、また、処分庁では、非定型の支給決定にあたっては検討会議（〇〇〇〇）で決定することとしており、審査会には支給決定後にその結果を報告して今後の支給決定の考え方の参考とするとの取り扱いであることから、本件処分にあたり、審査会の意見を聴かなかったことをもって妥当性を欠いた裁量権の行使とまではいえず、不当な行政処分であるとはいえない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

ア 審査請求人は、処分庁が行政手続法（平成5年法律第88号）に違反している点についても主張しているが、いずれも本件処分の違法性や不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、当部会は、前記第1のとおり判断する。

4 付言

処分庁の対応は、審査請求人の不安感に対する配慮が不足しており、説明も不十分である。裁決にあたっては、処分庁に対し、適切な対応を行うよう付言すべきである。